

高額介護(予防)サービス費

負担区分	利用者負担上限額 (1か月)
住民課税世帯(同一世帯の第1号被保険者の課税所得額で判定)	
課税所得690万円(年収1,160万円)以上の人がある場合	世帯 140,100円
課税所得380万円(年収約770万円)以上、 課税所得690万円(年収約1,160万円)未満の人がある場合	世帯 93,000円
課税所得380万円(年収約770万円)未満の人がある場合	世帯 44,400円
住民税非課税世帯	世帯 24,600円
合計所得金額※1と課税年金収入額の合計から 課税年金に係る雑所得を控除した額が80万円以下の人	個人 15,000円※2
老齢福祉年金の受給者	
生活保護受給者	個人 15,000円
利用者負担を15000円に減額することで、生活保護受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円

※1 土地や建物を売ったときの長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額があるときは、合計所得金額から当該特別控除額を控除します。

※2 住民税非課税世帯の人は、所得に応じて個人単位の上限額が設定されます。